

## 「みなし応急仮設住宅」として提供されてきた「避難用住宅」を今年も無償で使用を許可するよう東京都知事に集団申請

小池東京都知事は当会との話し合いに応じてください

— 鴨下祐也（「ひなん生活をまもる会」）

「ひなん生活をまもる会」は、東日本大震災・福島第一原発事故によって首都圏などに避難している避難者団体（首都圏の会員世帯数：100世帯余り）です。

昨年に引き続き、3月14日、「ひなん生活をまもる会」の会員が、東京都知事に対し、以前「みなし応急仮設住宅」として提供されてきた「避難用住宅」及び駐車場について、今年も1年間、無償で使用を許可するよう集団申請(以下、「本件申請」という。)をおこないました。

本件申請に際して、当会は、東京都知事に対し、以下のとおり要望します。

### 1. 6つの要望事項

当会は、東京都知事に対し、

- (1) 本件申請にかかわらず、すべての原発事故避難者に対し、東京都の施策として、国家公務員宿舎・公営住宅等を避難用住宅として借り上げ、これを無償で提供すること
- (2) 政府と福島県など東日本大震災被災3県に対し、公的住宅及び民間賃貸住宅の借上げによって、すでに打ち切られた応急仮設住宅の無償提供を再開するよう、避難者受け入れ自治体として要請すること
- (3) みなし応急仮設住宅の打ち切りを理由として避難者に退去を求めることをやめ、強制退去の手続きを採らないことを確約すること
- (4) 現在避難者向けに提供されている都営住宅について、現在行われている避難者に対する公営住宅法施行令第1条第3号の収入の認定の特例措置を引き続き維持し、今後、公営住宅法23条に定める収入要件や住宅困窮要件などを理由に住宅提供を一時的に打ち切らないこと
- (5) 福島県に対し、国家公務員宿舎等におけるセーフティーネット契約（避難者との賃貸借契約）の終了などを理由に避難者に退去を求める訴訟を提起しないよう要請すること
- (6) 避難用住宅の確保について、問題解決へ向け、当会と話し合いを行うことを要望します。

### 2. 要望の理由7つ

- (1) 福島県は、福島第一原発事故で避難指示区域以外の地域から避難している避難者（区

域外避難者) について、災害救助法に基づく応急仮設住宅の無償提供を 2017(平成 29)年 3 月末で打ち切りました。

その後、避難指示の解除に合わせてるように、旧避難指示区域からの避難者に対しても、応急仮設住宅の提供が続々と打ち切られています。

しかし、現在も、なお、元のみなし仮設住宅から移転できない避難世帯が数多くあります。

きらきら星ネットと東京災害支援ネットが 2017(平成 29)年度に全国の原発事故避難者を対象として実施した生活実態調査によれば、避難者の実に 52%が、福島第一原発事故に由来する放射性物質の汚染(追加被ばく線量)がゼロになり元どおりになるまで避難を続けたいと望んでいます。

これは、福島原発事故がまだまだ収束していない以上、原発事故避難者として当然の要望です。

実際、同調査によれば、2017(平成 29)年 3 月末の住宅提供の打ち切りに際してみなし仮設住宅を退去した区域外避難者の 88%が何らかの形で避難を続けています。

住宅について支援が打ち切られても、子どもや家族や自分自身のために避難を続けざるを得ないのが、原発事故避難者の実情です。

避難用住宅は、原発事故避難者にとって、避難を続けるための必要不可欠の生活基盤なのです。

(2) 避難用住宅の無償提供の打ち切りは、ただでさえ経済的に苦しい生活状態にある避難者を更に困窮させています。

打ち切りによって、避難を続けることが社会的・経済的に困難になり、意に反して、泣く泣く避難元に帰還した世帯もたくさんあります。

有料の都営住宅に入居した世帯や民間賃貸住宅に移り住んだ世帯もありますが、避難住宅の無償提供が打ち切りになったため、やむなく申し込んだにすぎません。

国家公務員宿舎では、国から使用許可を得た福島県との間でセーフティーネット契約という賃貸借契約を結んで、賃料を払って引き続き旧のみなし仮設住宅に住んでいる区域外避難者もいますが、これらの避難者は 2019(平成 31)年 3 月末で退去するよう福島県に強く求められています。

経済的な理由から福島県と契約できずに国家公務員宿舎にとどまらざるをえなかった避難者もいますが、福島県は、こうした方々に対して、県議会の議決を経て民事調停を申し立てる、高額な賃料相当額の請求書を送り付ける、という強硬な姿勢を示しています。

また、福島県が区域外避難者に対する民間賃貸住宅等の家賃補助事業も、同年 3 月末をもって終了するとしています。

このため、これらの区域外避難者の住居費の負担増は必至となっています。このような福島県の態度に対しては、「これ以上支払いをするのは無理、お金がなくて転居もでき

ない」という悲鳴の声が上がっています。

(3) 応急仮設住宅の打切りは、原発事故避難者の多くが望んでいる「長期・無償」の避難用住宅提供の要望に真っ向から反するものでした。

このため、当会の打切り対象の会員たちは、受入れ自治体である東京都知事に対し、2017(平成 29)年 4 月以降も、旧みなし応急仮設住宅を無償で提供することを求め、住宅の一時使用許可の申請を行ってきました。

今年も、2019(平成 31)年 4 月 1 日から 1 年間、住宅の一時使用許可の申請を行います。住宅のなかには、すでに東京都が借り上げを終了した物件もあるようですが、この申請を機に東京都に再び借り上げていただき、その上で申請者に住宅の使用を許可していただきたいと思います。

(4) 小池知事には、避難住宅の無償提供の打ち切りや強制退去を進めるのではなく、避難者受け入れ自治体の首長として、政府と福島県に対し、みなし応急仮設住宅の延長を求める私たち避難者の多数の声を伝え、応急仮設住宅の打ち切り撤回と提供再開を要望していただきたいと思います。

(5) また、いかなる理由であっても、私たち避難者団体と話し合うことなく、一方的に住宅提供の打ち切りや強制退去を行うことは、許されません。このことは、東京都が現在避難者向けに提供している都営住宅についても、当てはまります。

また、国家公務員宿舎において、福島県が避難者を退去させようとしていることについても、東京都は、避難者受け入れ自治体として、訴訟・強制執行という手段を用いた強制的な退去をしないよう、福島県に冷静な対応を求めていく責務があると思います。放射能汚染と未だ収束していない事故から免れるため、お母さんも子どもも、みんな必死の思いで避難しているのです。

避難者の意思に反して住宅からの退去を事実上強制すれば、強制立ち退きを原則として禁じている国際人権法や、避難者の意思に沿った政策形成を趣旨とする原発事故子ども・被災者支援法などに反することになります。

小池知事には、問題解決のため、当会との話し合いのテーブルについていただきたいのです。

(6) 国や福島県が打ち切りを撤回するまでの間の措置として、東京都には、原発事故避難者に対し、東京都の独自施策（単独事業）によって避難住宅の無償提供を行っていただきたいと思います。

住宅の無償提供こそが、最も端的で抜本的な解決の方法です。

(7) 福島第一原発事故から 8 年が過ぎ、区域外避難者に対するみなし仮設住宅の提供が打ち切られてまもなく 2 年になります。

一方で、原発事故由来の放射性物質セシウム 137 の半減期は 30 年に及びます。深刻な放射能汚染から逃れるには、避難を続けることが最善の方法です。

私たちの健康と生活を守ってきたのは避難住宅です。無償提供が打ち切られ、私たち

は、家計が苦しくなるなか、辛うじて避難を続けている状態です。

だから、私たちは、無償の避難用住宅の提供再開を訴え続けています。東京都には、打ち切り撤回を訴える避難者を支えていただきたいと思います。そのためには、当事者である避難者団体の意見を聴き、協議することが必要だと思います。

東京都と避難者団体が互いに知恵を出し合って話し合えば、避難住宅問題の解決は可能なはずです。

小池知事には、当会との話し合いに応じてくださいよう、重ねてお願い申し上げます。  
(了)